

障がい者の権利擁護・虐待防止

1 障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)が平成28年4月1日に施行されました。この法律に基づき、障がいのある方や家族の方からの障がいを理由とする差別に関する相談に応じるため相談窓口を設置しました。

相談窓口

窓 口	問合せ先
障がい福祉課(福祉会館1階17番窓口)	☎ 0564-23-6155 FAX 0564-25-7650
保健所保健政策課(岡崎げんき館2階)	☎ 0564-23-6807 FAX 0564-23-5041
市民病院事務局総務課(高隆寺町)	☎ 0564-21-8111 FAX 0564-25-2913
教育委員会事務局教育政策課(福祉会館4階)	☎ 0564-23-6419 FAX 0564-23-6558



障がい福祉課施策係 / ☎ 0564-23-6155 FAX 0564-25-7650

2 成年後見制度・日常生活自立支援事業

成年後見制度の利用支援

成年後見制度は、知的障がいや精神障がいがあることにより判断能力が不十分な方に代わり、財産や預貯金等の管理、福祉サービスの利用や施設入所の契約等を、申立てにより家庭裁判所が選任した後見人が行う制度です。制度利用についての相談や家庭裁判所への申立てなどの支援を行います。

日常生活自立支援事業

自分ひとりで契約等の判断をすることや、金銭・書類の管理等に不安がある知的障がい者や精神障がい者に対し、福祉サービスの利用支援や大切な書類等の預かり・金銭管理の手伝い等を行う事業です。



成年後見制度・日常生活自立支援事業 相談窓口

岡崎市成年後見支援センター(岡崎市社会福祉センター 3階)

／☎ 0564-47-8760 FAX 0564-47-8753

成年後見制度申立て窓口

名古屋家庭裁判所岡崎支部 岡崎市明大寺町字奈良井3

／☎ 0564-51-8950

任意後見制度

岡崎公証人合同役場(岡崎市シビックセンター2F)

岡崎市羽根町字貴登野15

／☎ 0564-58-8193 FAX 0564-58-8221

3 障がい者への虐待防止について

平成24年10月1日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)が施行されました。この法律では、どんな人でも障がい者に対して虐待をしてはならないと規定しており、虐待を受けたと思われる障がい者を発見したら速やかに通報することが義務付けられています。

対象者

身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)、その他心身の機能の障がいがあり、障がいや社会的障壁によって継続的に日常生活や社会生活に支障のある人(18歳未満の人や障がい者手帳を取得していない人も含む)

障がい者虐待の定義

- 1 養護者(障がい者の生活の世話や金銭の管理などを行っている家族や親族・同居人等)による虐待
- 2 障がい者福祉施設従事者(職員)等による虐待
- 3 使用者(障がい者を雇用する事業主等)による虐待

虐待の例

身体的虐待	ケガをする・しそうなような暴力(平手打ちする、殴る、蹴る、つねる等)や、正当な理由のない身体拘束
性的虐待	わいせつな行為をする・させること(性的行為を強要する、性器への接触、性的な雑誌・映像を見るよう強いる、裸にする、キスをする、わいせつな言葉を発する等)
心理的虐待	怒鳴る、ののしる、侮辱する言葉を浴びせる、無視をする、差別的に扱う、子ども扱いをして自尊心を傷つける等

介護・世話の 放棄・放任 (ネグレクト)	入浴や着替えをさせない、食事や水分を十分に与えない、ごみが散乱しているなど住環境の悪い中に置く、必要な医療・サービスを受けさせない等
経済的虐待	障がい者本人の同意なしに年金や賃金を搾取する、財産や預貯金を勝手に使う、日常生活に必要な金銭を渡さない等

虐待を防ぐためにできること

- ・ 障がいの特性を理解して、地域で支え、見守りましょう。
- ・ 小さな兆候を見逃さず、早めに相談しましょう。
- ・ 養護者や施設従事者など、障がい者を支援する人にも休息が必要です。

虐待は、障がい者本人が虐待と自覚していなかったり、虐待する人が「しつけ」や「指導」等誤った認識のもとで起きていることがあります。虐待の防止は、障がい者本人はもちろん、家族や事業所・職員等を守ることにつながります。「虐待かもしれない」と思ったらご相談ください。なお、より具体的に状況を把握するため、文書(ファクスやメール等)で通報・相談する場合は、できるだけ折り返しの連絡先(電話番号やメールアドレス等)をお知らせいただくよう、ご協力をお願いします。



岡崎市障がい者虐待防止センター 岡崎市欠町字清水田 6-3(友愛の家内)

※ 養護者・障がい者福祉施設従事者等による虐待の通報・届け出の受理、障がい者や養護者に対する相談、指導や助言等を行います。

／☎ 0564-64-9004 FAX 0564-64-9005) ✉ sho_kikan@okazaki-shakyo.jp

※受付時間:365日 24時間(休日・時間外はコールセンターに転送)

ふくし相談課地域支えあい係／☎ 0564-23-6986 FAX 0564-23-7987